

三重大学大学院医学系研究科地域・職域保健医療支援センター規程

(設置)

第1条 三重大学大学院医学系研究科に、三重大学大学院医学系研究科地域・職域保健医療支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、三重県における地域及び職域の保健医療活動を支援し、これらを支える人材の能力開発と確保を目的とする。

(業務)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次の各号に掲げる支援業務を行う。

- 一 生活習慣病、がんの予防を含む健康作りに関すること。
- 二 へき地・地域医療の人材養成と確保に関すること。
- 三 自殺対策を含むメンタルヘルスの対策に関すること。
- 四 思春期における、こころの問題早期介入の推進に関すること。
- 五 医学・看護学教育の充実と卒後教育との連携に関すること。
- 六 医療人の生涯教育の推進に関すること。
- 七 地域医療資源の有効な配置とネットワークの形成に関すること。

(職員)

第4条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を総括する。

- 2 センター長は、本研究科の教授のうちから、研究科教授会の議を経て、研究科長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの管理運営に関する事項等を審議するため、三重大学大学院医学系研究科地域・職域保健医療支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

三重大学大学院医学系研究科地域・職域保健医療支援センター運営委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学大学院医学系研究科地域・職域保健医療支援センター規程第6条第2項の規定に基づき、三重大学大学院医学系研究科地域・職域保健医療支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、三重大学大学院医学系研究科地域・職域保健医療支援センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 センターの運営に関する事項
- 二 センターの施設及び設備に関する事項
- 三 その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センターの専任教員
- 三 医学系研究科環境社会医学講座家庭医療学教育研究分野の教授
- 四 医学系研究科寄附講座（地域医療学講座）の寄附講座教授
- 五 医学部附属病院卒後臨床研修部長
- 六 医学・看護学教育センター長
- 七 その他センター長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学部・医学系研究科チーム（総務グループ）において処理する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。